

建設工事の低入札価格調査制度等の改正について（お知らせ） ～対象工事における適用の見直し～

令和 6 年 7 月
山口県土木建築部

「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」を改正し、対象工事において、下記のとおり適用
を見直すこととしましたので、お知らせします。

【対象工事】

- ① 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- ② 営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で直接工事に占める機器単体費の割合が30%以上のもの
- ③ 解体工事

○改正内容

1 最低制限価格制度の適用範囲の見直し

指名競争入札により執行する対象工事①～③について、土木等一般工事と同様に、最低制限価格制度を適用します。

予定価格		5 百万円		3 千万円	
発注方式		指名競争入札		総合評価競争入札（条件付一般競争入札）	
低入札対策	現行	制度なし	低入札価格調査制度		
	改正	最低制限価格制度		低入札価格調査制度	

↓ 改正

2 山口県低入札価格調査実施要領の9に基づく判断基準の適用の見直し

土木等一般工事と同様に適用します。

（1）数値的判断基準（工事費内訳書の審査基準）

対象工事①～③に適用

（2）工事費内訳及び見積額の審査基準

対象工事③に適用（①②は適用済）

※営繕系工事についても、これまで「発注者が見積書の提出を求めた場合に限る」としていましたが、今後は、すべて提出することとします。

- 3 山口県低入札価格調査実施要領の12に基づく調査対象者と契約する場合の措置（技術者の追加配置、施工体制の確認、工事完成後の調査）の適用の見直し
土木等一般工事と同様に適用します。

対象工事③に適用（①②は適用済）

- 4 総合評価競争入札方式における履行確実点の適用工事の見直し
土木等一般工事と同様に適用します。

対象工事③に適用（①②は適用済）

（参考）

	適用		
	①	②	③
判断基準の適用の見直し			
数值的判断基準（工事費内訳書の審査基準）			
直接経費：80%以上	—	—	○
各工種金額：50%以上	○	○	○
共通仮設費積上分：50%以上	○	○	○
共通仮設费率計上分：50%以上	○	○	○
管理費：45%	—	—	○
工事費内訳及び見積額の審査基準（下請に係る見積額の審査）	—	—	○
調査対象者と契約する場合の措置の適用の見直し	—	—	○
総合評価における履行確実点の適用工事の見直し	—	—	○

[適用欄①②③]：前頁【対象工事】を参照
[凡例] ○：新たに適用、—：適用済

○適用年月日

令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用

※要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>)